

## 処分期間、計画的処理完了期限、事業終了準備期間について

### 北海道事業所の期限等

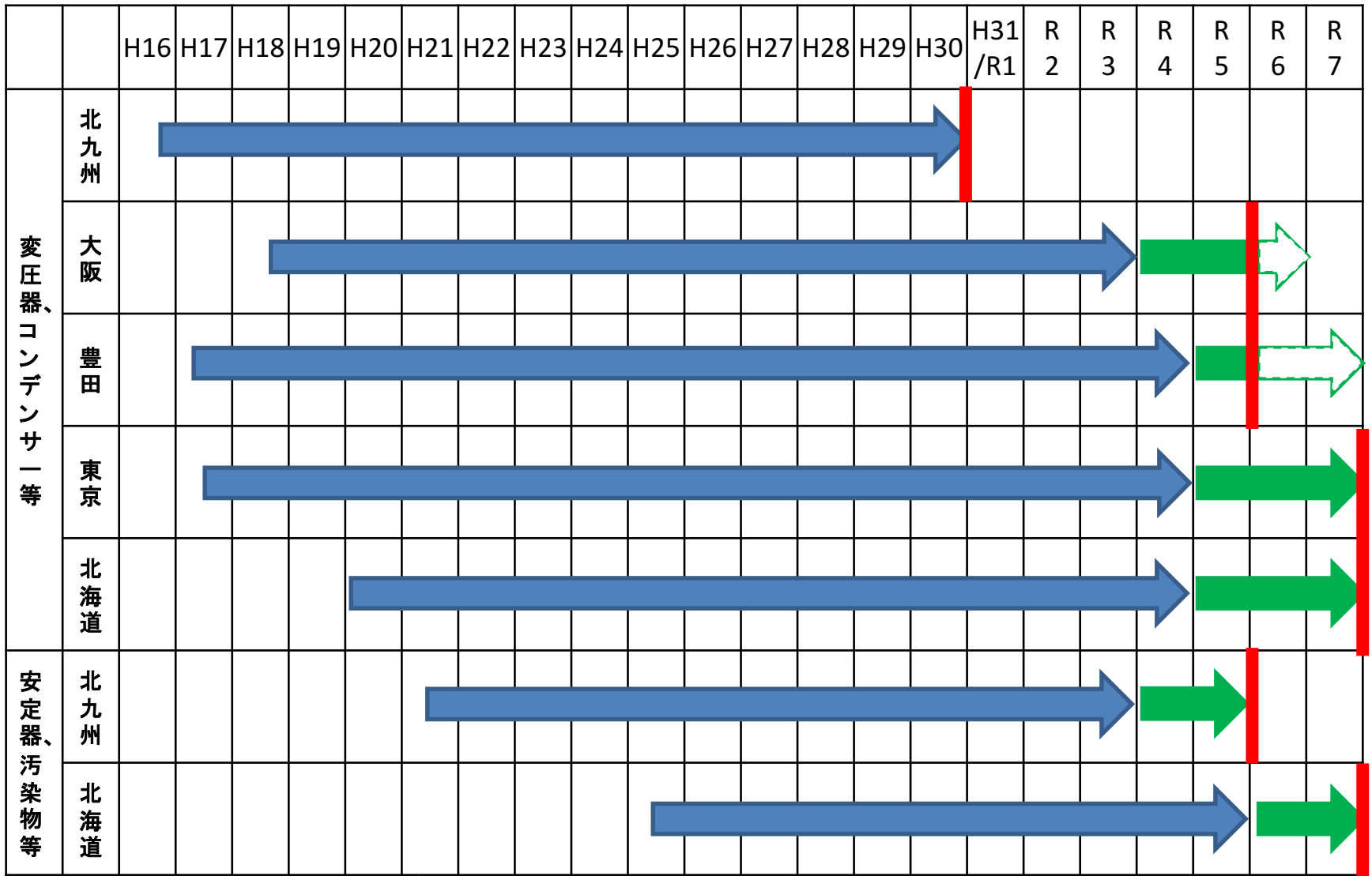
	…	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
当初施設 (コンデンサー等)	←	処分期間	→	計画的処理 完了期限	←	事業終了準備期間	→
増設施設 (安定器等)	←	処分期間	→	計画的処理 完了期限	←	事業終了準備期間	→

**処分期間**: 計画的処理完了期限を達成するため、計画的処理完了期限の1年前までの期間と定義され、PCB特措法により高濃度PCB廃棄物の保管事業者はこの期間末までにJESCOとの処分委託契約等が義務づけられている。処分期間を過ぎて高濃度PCB廃棄物の処理が実施されない場合は行政代執行などの措置が可能。

**計画的処理完了期限**: 高濃度PCB廃棄物の保管事業者がJESCOに対し、処分委託を行う期限。

**事業終了準備期間**: 計画的処理完了期限後に設定され、新たに生じるPCB廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の処理を行う等、PCB廃棄物処理事業を終了するための準備を行うための期間を勘案し設定された期間。

# 高濃度PCB廃棄物の処理スケジュール



計画的処理完了期限
 事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。